

特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 特許業務法人酒井国際特許事務所 様 〒100-0013 日本国 東京都千代田区霞が関3丁目8番1号 虎の門三井ビルディング	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0 0 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;">(法施行規則第40条の2) [P C T 規則43の2.1]</p>	
出願人又は代理人の書類記号 375429W000	発送日 (日.月.年) 02.06.2020	
国際出願番号 PCT/JP2020/009042	国際出願日 (日.月.年) 04.03.2020	優先日 (日.月.年) 25.03.2019
国際特許分類 (I P C) G03B 21/14(2006.01)i; B60K 35/00(2006.01)i; G03B 21/00(2006.01)i; G03B 21/62(2014.01)i FI: G03B21/14 Z; G03B21/62; G03B21/00 D; B60K35/00 A		
出願人 (氏名又は名称) ソニー株式会社		

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 30.04.2020	権限のある職員（特許庁審査官） 中村 直行 21 9214 電話番号 03-3581-1101 内線 3272
--	-------------------------	---

第 I 欄

見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式（PCT規則13の3.1(a)）

紙形式又はイメージファイル形式（PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号）

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	2-3, 9-15	有
	請求項	1, 4-8, 16-17	無
進歩性 (IS)	請求項	13-15	有
	請求項	1-12, 16-17	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-17	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

文献1 : JP 2013-67209 A (株式会社ユピテル) 18.04.2013(2013-04-18) , 段落0035-0064 (ファミリーなし)

文献2 : JP 2018-526258 A (コーニング インコーポレイテッド) 13.09.2018(2018-09-13) , 段落0011-0046 & US 2018/0147985 A1, 段落0013-0048 & WO 2016/196544 A1 & TW 201710113 A & KR 10-2018-0015669 A & CN 107848419 A

文献3 : JP 2015-184642 A (キヤノン株式会社)22.10.2015(2015-10-22) , 段落0035-0042 & US 2015/0281418 A1 , 段落0045-0051

文献4 : WO 2017/134865 A1 (マクセル株式会社)10.08.2017(2017-08-10) 全文 & US 2019/0025580 A1 & CN 108473054 A & CN 108473055 A

文献5 : US 10059238 B1 (FORD GLOBAL TECHNOLOGIES, LLC)28.08.2018(2018-08-28), 全文 & DE 202018103005 U1 & CN 208896962 U

請求項1, 4-8, 16-17に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1により新規性・進歩性を有さない。

文献1には、外部光を検出する検出部、移動体内でコンテンツを投影するべきスクリーンを決定する解析部、表示制御部を有する情報処理装置について記載されている。

ここで、外部光に応じてスクリーンを選択することについては、上記文献1における段落0051-0055の記載について参照されたい。

また、スクリーンが移動可能であることについては、上記文献1における段落0045の記載について参照されたい。

請求項2-3, 9, 11-12に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1および文献2により進歩性を有さない。

文献2には、移動体内にいる人の注視状態を検出してコンテンツの表示位置を制御すること、外光に応じてスクリーンの透過率を変化させることについて記載されている。

特に、人の注視状態を検出してコンテンツの表示位置を制御することに関しては、上記文献2における段落0038の記載について参照されたい。

また、外光に応じてスクリーンの透過率を変化させることに関しては、上記文献2における段落0027の記載について参照されたい。

そして、文献1に記載の情報処理装置に、文献2に記載の移動体内にいる人の注視状態を検出してコンテンツの表示位置を制御することと外光に応じてスクリーンの透過率を変化させることを適用することは、当業者であれば容易に想到し得たものである。

請求項10に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-3により進歩性を有さない。

文献3には、衝撃検知センサを備えて衝撃を検知した際にコンテンツの投影を停止することについて記載されている。

そして、文献1に記載の情報処理装置に、文献2に記載の移動体内にいる人の注視状態を検出してコンテンツの表示位置を制御することと外光に応じてスクリーンの透過率を変化させること、文献3に記載の衝撃を検知した際にコンテンツの投影を停止することを適用することは、当業者であれば容易に想到し得たものである。

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

請求項13-15に係る発明は、国際調査報告で引用された何れの文献にも開示されておらず、新規性・進歩性を有する。特に、衝撃を検知した場合に透明スクリーンの透過率を増加させること、カメラで運転者の非注視状態を検知した場合に透明スクリーンの透過率を増加させること、および、センサで運転者の非注視状態を検知した場合にビデオスルー映像をスクリーン上のコンテンツが投影されている表示領域外に投影することは、何れの文献にも開示されていない。

そして、上記構成を有することにより請求項13-15に係る発明は移動体の搭乗者に好適な視聴環境を提供できるという特有の作用効果を奏することができるようになる。